

令和7年度

# 定期総会議案書

日時 令和7年5月10日(土) 午前11:00

集計会場 福生市立福生第三中学校 セセラギホール

東京都福生市立福生第三中学校  
保護者と教職員の会 『PTA』

# 総 会 次 第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 議長の選出
4. 議事

第1号 令和6年度 活動報告

第2号 令和6年度 決算報告 及び 会計監査報告

第3号 令和6年度 役員・会計監査員 及び 各委員の解任

第4号 令和7年度 役員・会計監査員の選出 及び 承認

(イ)役員代表あいさつ

(ロ)各委員会の紹介

(ハ)担当教職員の紹介

第5号 令和7年度 活動方針 及び 活動計画案審議

第6号 令和7年度 予算案審議

5. 議長の解任
6. 来賓祝辞、来賓紹介
7. 校長あいさつ
8. 閉会のことば

# 目 次

## 議事

令和6年度活動報告	P2
令和6年度福生第三中学校PTA決算書	P5
令和7年度 PTA本部及び各委員の選出(案)	P6
令和7年度 活動方針 及び 計画(案)	P7
令和7年度福生第三中学校PTA予算(案)	P8
PTA会則(案)	P9

## 令和6年度 活動報告

月 日	活 動	内 容
令和6年		
4月 9日	入学式	来賓受付・接待・参列
4月25日	合同委員会	顔合わせ、担当決め、引継ぎ
5月11日	令和6年度定期総会	令和5年度活動報告、決算報告 令和6年度本部役員選出、活動計画案、予算審議
5月14日	第1回運営委員会	活動報告 その他
5月25日	体育祭	受付、来賓接待
6月 9日	市P連定期総会	定期総会出席
6月15日	引き取り訓練	防災備蓄品配布
7月 9日	第2回運営委員会	活動報告 その他
7月19日	第75回福生七夕まつり	市P連合同パトロール
7月21日	市P連教室	会場準備、受付 等
10月24日	第40回音楽会	受付、案内 等
11月 6日	七五三挨拶運動	挨拶運動参加
11月12日	第3回運営委員会	活動報告 その他
令和7年		
1月21日	第4回運営委員会	活動報告 その他
2月 7日	新入生説明会	各委員会活動内容紹介
2月12日	七五三挨拶運動	挨拶運動参加
3月 3日	講演会（全学年対象）	講師選定・依頼 準備 実施
3月14日	第5回運営委員会	活動報告 その他
3月19日	卒業式	来賓受付・接待・参列
3月28日	会計監査	会計監査

上記以外に、運営委員会前に本部役員会を開催。

会長は市P連会長会・理事会・教育懇談会・CS委員会に出席。

## 広報委員会

### 活動

年	月	日	活動内容
(3学年広報委員)			
6	4	26	合同委員会 担当決め
	4	29-30	学校へアンケート・原稿依頼
	5	13	印刷会社との打合せ
	5	14	第1回運営委員会出席
	5	25	第51回体育祭取材
	5	27	入稿データ作成
	6	4	印刷会社へ仮入稿
	6	18	仮印刷1回目 学校・PTAへ校正依頼
	6	21	印刷会社へ印刷依頼
	7	4	配布準備
	7	9	第2回運営委員会出席、1学年広報委員へ引継ぎ
	7	14	せせらぎ130号発行
(1学年広報委員)			
	7	9	第2回運営委員会出席、3学年広報委員から引継ぎ
	9	23	学校へ写真依頼
	10	31	写真選定(3年修学旅行・2年職場体験・音楽会)・学校へ写真確認依頼
	11	6	印刷会社へ仮入稿
	11	12	第3回運営委員会出席
	11	13	せせらぎ130号配布
	11	14-15	仮印刷1回目 学校へ校正依頼
	12	4	仮印刷2回目 学校へ校正依頼
	12	12	印刷会社へ印刷依頼
	12	19	配布準備
	12	19-20	せせらぎ131号発行・配布
7	1	21	第4回運営委員会出席、2学年広報委員へ引継ぎ
(2学年広報委員)			
7	1	21	第4回運営委員会出席、1学年広報委員から引継ぎ 学校へ原稿・写真の依頼
	2	12	写真選定(1年スキー教室・2年TGG,東京課題研究)誌面打ち合わせ
	2	22	印刷会社へ入稿
	3	4	仮印刷1回目 学校へ校正依頼
	3	6	仮印刷2回目 学校へ校正依頼
	3	7	印刷会社へ印刷依頼
	3	14	第5回運営委員会出席
	3	17	配布準備
	3	18	せせらぎ132号発行・配布

### 活動費

年	月	日	摘要	収入	支出	残高
6	5	14	令和6年度1学期活動費	40,000		40,000
	7	4	印刷代(せせらぎ130号)		37,400	2,600
	7	9	令和6年度2学期活動費	40,000		42,600
	12	19	印刷代(せせらぎ131号)		37,400	5,200
7	1	21	令和6年度3学期活動費	40,000		45,200
	3	19	印刷代(せせらぎ132号)		37,400	7,800
合計				120,000	112,200	7,800

上記残高 7,800 円を本部へ返金いたします。

## 体育生活委員会

### 活動

年	月	日	活動内容
6	6	3	「第43回PTA美校会保護者会参加募集のお知らせ」印刷、学校へ配布依頼
	6	10	配布
	6	15	美校会打ち合わせ
	6	26.29	美校会買い出し
	6	30	美校会(菓子、飲料袋詰め、司会、受付、誘導等)

### 活動費

年	月	日	摘要	収入	支出	残高
6	5	14	本部より美校会活動費	30,000		30,000
	6	26	美校会(ポリ袋)		173	29,827
	6	29	美校会(緑茶ペットボトル)		3,317	26,510
	6	29	美校会(じゃがりこ トッポ)		16,352	10,158
	6	29	美校会(ドーナッツ)		8,847	1,311
合計				30,000	28,689	1,311

上記残高 1,311 円返金いたします

## 選出委員会

### 活動

年	月	日	活動内容
6	10	8	3中、5小、7小 に配布人数確認
	10	8	印刷
	10	17	配布依頼
	11	5	回収
	11	6	集計

### 活動費

年	月	日	摘要	収入	支出	残高
6			活動費なし	0	0	0
合計				0	0	0

本部への返金はありません

# 令和6年度 福生第三中学校PTA決算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入の部

(単位:円)

項目	6年度予算額	6年度決算額	摘要
前年度繰越金	569,375	569,375	
会費	522,900	522,550	(家庭数227+教職員21)×2,100, 転出入1世帯 ¥1,750
雑収入	0	11	預金利息
合計	1,092,275	1,091,936	

支出の部

項目	6年度予算額	6年度決算額	摘要	
運営費	総会費	500	0	
	消耗品費	21,000	20,110	印刷用紙インク代(¥20,000),他
	慶弔費	5,000	5,000	
	保険費	30,000	29,624	PTA保険
	地域交流費	33,000	33,000	町会まつり(@3,000×11町会)
	小計	89,500	87,734	
活動費	市P連活動費	15,000	13,700	分担金、会費、懇親会
	本部委員会	213,400	174,251	講演会、スキー教室差入れ、卒業式コサージュ、花代、 2学年球技大会差入れ
	広報委員会	120,000	112,200	
	体育・生活委員会	30,000	28,689	
	選出委員会	0	0	
	小計	378,400	328,840	
災害備蓄品費	40,000	40,000	非常食、水購入費	
積立金	15,000	15,000	周年行事に向けて	
予備費	569,375	5,695	災害備蓄品	
支出合計	1,092,275	477,269		
次年度繰越額	0	614,667		

上記の通り、報告いたします。

令和7年3月28日

福生市立福生第三中学校PTA 会長 曾根 早苗  
 会計 神谷 あゆみ  
 会計 高萩 薫  
 会計 大倉 知恵

上記の通り、監査の結果相違ないことを認めます。

令和7年3月28日

福生市立福生第三中学校PTA 会計監査 野島 優  
 会計監査 武内 茜

印省略

## 令和7年度 PTA本部及び各委員の選出（案）

### ◇PTA本部

会長	3-1 佐藤智香			
副会長	1-1 梅林大紀	1-1 佐藤友香	1-1 山宮京子	学校 熊谷浩
書記	1-1 島幸子	1-1 菅沼麻生子	1-2 山根育子	学校 堀和宏
会計	2-2 神谷あゆみ	1-1 中西美奈恵		学校 田中悦子
会計監査	3-3 高萩薫	2-1 長田和美		

### ◇体育生活委員会

1-1 田草川絵里	1-1 立山千賀子	学校 安田裕昭
1-1 原真弓	1-1 山田美礼	
1-2 田村アンナ	1-2 野島真代	
2-1 黒島雅子	2-1 鈴木瞳	
2-2 古川総子	2-3 高木雅子	
3-1 岩本久美子	3-2 岡佐和子	
3-3 森園絵理香		

### ◇選出委員会

1-2 武内茜	1-2 古川忍	学校
2-3 木村由佳	2-3 近藤陽子	綾部恭彦

### ◇広報委員会(一学年)

1-1 野地桃子	1-1 宮下美紀	1-1 美和友恵	学校 湯浅愛
1-2 市川智美	1-2 金澤美幸	1-2 西村美香子	

### ◇広報委員会(二学年)

2-1 藤原大希	2-2 太田未央	2-3 伊藤淳子	学校 湯浅愛
2-3 大西絵美子	2-3 坂本知弥	2-3 村野香織	

### ◇広報委員会(三学年)

3-2 田倉香奈	3-3 伊藤さやか	3-3 木村亜沙美	学校 湯浅愛
3-3 中城幹代	3-3 武内麻里		

# 令和7年度 活動方針 及び 計画(案)

## 1. 活動方針

未来を担う子供達の為

- (1)保護者、教職員、地域社会との連携した活動を積極的に推進する
- (2)会員として、各委員会の諸活動を活発に行う
- (3)危機管理意識の向上に努める
- (4)市内小中学校をはじめとした、他校PTAとの情報交換

## 2. 活動計画

- (1)定例運営委員会の開催
- (2)PTA運営委員会だよりの発行
- (3)各委員会の開催(随時)
- (4)講演会の主催
- (5)学校行事への協力と参加(体育祭、入学式、卒業式、美校会活動等)

# 令和7年度 福生第三中学校PTA予算(案)

収入の部

(単位:円)

項目	6年度予算額	6年度決算額	本年度予算額	摘要
会費	522,900	522,550	525,000	(家庭数230+教職員20)×2,100
前年度繰越金	569,375	569,375	614,667	
雑収入	0	11	0	預金利息
合計	1,092,275	1,091,936	1,139,667	

支出の部

項目	6年度予算額	6年度決算額	本年度予算額	摘要	
運営費	総会費	500	0	500	
	消耗品費	21,000	20,110	21,000	印刷用紙インク代(¥20,000),他
	慶弔費	5,000	5,000	5,000	
	保険費	30,000	29,624	30,000	PTA保険
	地域交流費	33,000	33,000	33,000	町会まつり(@3,000×11町会)
	小計	89,500	87,734	89,500	
活動費	市P連活動費	15,000	13,700	15,000	分担金、会費、懇親会
	本部委員会	213,400	174,251	213,400	講演会、スキー教室差入れ、修学旅行差入れ、卒業式コサージュ、花代、2学年球技大会差入れ、体育祭差入れ
	広報委員会	120,000	112,200	120,000	
	体育・生活委員会	30,000	28,689	30,000	
	選出委員会	0	0	0	
	小計	378,400	328,840	378,400	
災害備蓄品費	40,000	40,000	50,000	非常食、水購入費	
積立金	15,000	15,000	15,000	周年行事に向けて	
予備費	569,375	5,695	606,767	災害備蓄品	
支出合計	1,092,275	477,269	1,139,667		
次年度繰越額	0	614,667	0		

周年行事積立

(単位:円)

項目	6年度予算額	6年度決算額	本年度予算額	摘要
収入	繰越額	159,859	159,859	174,944
	積立額	15,000	15,000	15,000
	預金利息	0	85	0
支出	0	0	0	
次年度繰越額	174,859	174,944	189,908	

# 『P T A』 会 則

福生市立福生第三中学校  
保護者と教職員の会『P T A』

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、福生市立福生第三中学校 保護者と教職員の会『PTA』（以下「本会」という。）と称し、事務所を福生市立福生第三中学校（以下「本校」という。）に置く。

## 第2章 目的及び活動

第2条 本会は、保護者と教職員の親睦と協力により、家庭と学校、地域社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

1. 会員相互の理解を深め、親睦を図る。
2. 会員の研修と教養の向上を図る。
3. 家庭と学校の緊密な連携を図る。
4. 生徒の教育環境の整備及び生活環境の向上に努める。
5. その他本会の目的達成のために必要な事項。

## 第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 本会は全会員にとって親しみやすい運営を行う。
2. 本会は本校の教育の発展向上に協力する。
3. 特定の政党や宗教に関係を持たない。また、営利を目的とした行為は行わない。
4. 本校の教育指導、人事、その他管理には一切干渉しない。
5. 他の団体及び機関との協力については、そのつど会議を経て行う。

## 第4章 会員

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 本校に在籍する生徒の保護者
2. 本校に勤務する教職員

第6条 本会の会員は、全て平等の義務と権利を有する。

## 第5章 役員・会計監査及びその職務

第7条 本会には次の役員・会計監査を置く。

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| 1. 会長  | 1名                |
| 2. 副会長 | 3名以上（内教職員1名）      |
| 3. 書記  | 3名以上（内教職員1名）      |
| 4. 会計  | 3名以上（内教職員1名）      |
| *会計監査  | 2名（運営委員会には加わらない。） |

第8条 役員・会計監査の職務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会をまとめる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は、総会・運営委員会・本部役員会・合同委員会等の議事を記録し、また他の委員会の会合の報告を受け、記録整理保管するとともに会の庶務を行う。
4. 会計は、本会の会計事務を行い管理する。
5. 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

## 第6章 役員会及び委員会

第9条 本会の運営推進を図るため、次の役員会及び委員会を置く。

1. 本部役員会  
本会の運営に関すること、及び地域との連携活動に関すること等。
2. 運営委員会  
本部役員会及び各種委員会で立案された活動計画の審議及び調整、総会に提出する案件の作成。その他運営執行に関する案件の審議。
3. 広報委員会  
広報活動に関すること等。
4. 体育・生活委員会  
体育的行事及び美校会に関すること等。
5. 選出委員会  
本部役員候補者の選定に関すること等。
6. 合同委員会  
全委員による各委員会活動に関すること、及び総会に提出する案件の全体審議、総会の準備
7. 特別委員会  
運営委員会で特に必要と認めた事項に関すること。

第10条 役員会及び各委員会の構成は次のとおりとする。

1. 本部役員会  
会長、副会長、書記、会計によって組織され、副会長・書記・会計に担当教職員各1名が参加する。
2. 運営委員会  
本部役員会と、広報委員会、体育・生活委員会、並びに選出委員会の代表によって組織する。
3. 広報委員会  
各学年4～6名の委員によって組織され、担当教職員1名が参加する。
4. 体育・生活委員会  
各学年×4名の委員によって組織され、担当教職員1名が参加する。
5. 選出委員会  
1・2学年×2名の委員によって組織され、担当教職員1名が参加する。
6. 合同委員会  
本部役員会、広報委員会、体育・生活委員会、選出委員会によって構成する。

## 7. 特別委員会

必要に応じ運営委員会の決議により構成する。

## 第7章 会 議

第11条 本会の会議は、総会及び第10条の各項とする。

第12条 総会は、年度初め1回、定期に開かれる。ただし3分の1以上の会員からの要求があったとき、または運営委員会が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

第13条 総会は、全会員で構成し、全会員の半数以上の出席をもって成立する。ただし欠席の場合には、委任状の提出をもって出席に代えることができる。また、対面での総会を原則とするが、緊急事態対応などの場合には、議決権行使書の提出による書面総会を開催するものとする。

第14条 総会は本会の最高議決機関とし、総会に付議する事項は次のとおりとする。

1. 活動報告及び決算報告並びに会計監査報告
2. 活動計画及び予算案の審議
3. 役員・会計監査の選出及び承認
4. 会則及び細則の決定ならびに改廃
5. その他特に運営委員会が必要と認めた事項

第15条 運営委員会は、定例会の他に必要に応じ会長が招集する。

第16条 総会、本部役員会は会長が招集する。また、各種委員会は、必要に応じ各委員同士で適宜集合する。

第17条 合同委員会は、必要に応じ運営委員会の決定に基づき会長が招集する。

第18条 総会及び全ての会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第8章 経 理

第19条 本会の活動に要する経費は会費をもって充てる。

第20条 本会の会員は、会費を納めるものとする。会費は、年度初めに一家庭年額2,100円を納入する。年度途中の入会者は、入会月より納める。また、退会者は申し出の翌月以降の会費を返金する。月額175円とする。

第21条 やむを得ず、会費納入困難と思われる会員については、その会員の申し出により運営委員会で審議の上、減免または免除することができる。

第22条 本会の経理は、総会において承認された予算に基づいて行われる。

第23条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第9章 個人情報の取り扱い

第25条 本会の活動に必要な個人情報の取得・利用については、別に定める「福生市立福生第三中学校 PTA 個人情報保護に関する規定」に基づき、適正に取り扱う。

## 第10章 付 則

第26条 校長及びその代理者は、会議の全てに出席して発言できる。

第27条 役員・会計監査及び各委員の選出方法並びに任期等は、細則に定める。

第28条 本会則と細則の施行にあたって必要な事項は、運営委員会にて別に定める。

第29条 本会則は、昭和57年9月5日に制定する。

昭和61年8月8日 一部改定

平成8年4月1日 一部改定

平成15年5月10日 一部改定

平成21年5月14日 一部改定

平成26年4月1日 一部改定

平成29年1月19日 一部改定

令和元年5月11日 一部改定

令和3年5月15日 一部改定

令和4年5月15日 一部改定

令和6年5月11日 一部改定

# 福生市立福生第三中学校 保護者と教職員の会 『P T A』細則

## 第1章 役員・会計監査及び各委員の選出並びに任期等

第1条 役員・会計監査及び各委員の選出は、次のとおりとする。

1. 本部役員  
会員である保護者の立候補等を選出委員会にて管理、選出し、総会の承認を得て決定する。
2. 広報委員  
会員である保護者の立候補、または推薦、互選により事前に選出し、年度末の各学年保護者会において報告し、総会の承認を得て決定する。
3. 体育・生活委員  
会員である保護者の立候補、または推薦、互選により事前に選出し、年度末の各学年保護者会において報告し、総会の承認を得て決定する。
4. 選出委員  
会員である保護者の立候補、または推薦、互選により事前に選出し、年度末の1・2学年保護者会において報告し、総会の承認を得て決定する。
5. 会計監査  
会員である保護者の立候補、または推薦、互選により事前に選出し、総会の承認を得て決定する。

第2条 役員・会計監査及び各委員の任期は1年とし、再任をさまたげない。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 役員及び各委員は、会計監査を兼任する事はできない。

## 第2章 その他

第4条 本会には顧問を置くことができる。顧問は運営委員会の推薦によりこれを委嘱する。

第5条 本校の生徒、保護者、教職員への慶弔については、別添の「福生市立福生第三中学校P T A慶弔規定」により定める。

第6条 本細則は、昭和58年1月11日より施行する。

平成 8年4月 1日一部改定  
平成26年4月 1日一部改定  
平成29年1月19日一部改定  
令和 元年5月11日一部改定  
令和 3年5月15日一部改定  
令和 4年5月15日一部改定

## 福生市立福生第三中学校 P T A 慶弔規定

本会「P T A」細則第 5 条により、規定は次のとおり定める。

1. 会員もしくは生徒の死亡したときは、代表弔問して金五千円を霊前に供し弔意を表す。
2. 会員で特別事情がある者の配偶者、又はその保護者の場合は運営委員会において、そのつど協議する。
3. 会員が火災等で被災した時は、そのつど、運営委員会で協議して適当な見舞いをするものとする。
4. 運営委員会に付議すべき事項で、緊急を要する事項が発生した場合に、運営委員会に諮る期間がないときは、会長・副会長の協議をもって運営委員会に代行する事ができる。ただし、次回の運営委員会に報告し承認を得るものとする。
5. 本規定の改廃は、必要に応じ運営委員会で行うことができる。
6. 本会の役員として 3 年以上勤められた会員に対して、その役職を離れたとき、記念品を添えて表彰する。
7. 本規定は昭和 5 8 年 1 月 1 1 日より施行する。  
昭和 5 8 年 2 月 1 2 日一部改定  
昭和 6 1 年 3 月 8 日一部改定  
昭和 6 2 年 1 2 月 2 1 日一部改定  
令和 元年 5 月 1 1 日一部改定

## 福生市立福生第三中学校PTA個人情報保護に関する規定

本会「PTA」会則第25条により、規定は次のとおり定める。

1. 本会が取得・保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、会員のプライバシーを保護することを目的とする。
2. 個人情報の取扱方法は、総会議案書等により会員に周知する。
3. 本会では、個人情報を次の目的のために利用する。
  - (1) 本会役員・委員名簿、総会議案書等の作成・配付
  - (2) 文書の配付等、会員への連絡
4. 本会が取り扱う個人情報は、次のとおり取得する。
  - (1) 本校に在籍する生徒の氏名及びクラス、兄弟姉妹の在籍の有無についての情報は、学校から提供を受ける資料により取得する。
  - (2) 本会役員・委員の氏名、電話番号、メールアドレスその他の必要事項については、当該会員が同意の上取得する。
5. 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、活動においても個人情報の保護に努め、必要以上の個人情報は取り扱わないものとする。
6. 個人情報が漏れたり失われたりしないよう厳格に管理し、その内容を正確かつ最新の状態に保つ。
7. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。
8. 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について、同意を取り消すことができる。会員から不同意の申出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄又は削除しなければならないが、名簿等として既に配付済みのものについては、廃棄又は削除の連絡をすることでこれに替える。
9. 本会は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供しない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
  - (3) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託機関等に協力する場合
10. この規定は、令和3年5月15日から施行する。